

保育士資格取得特例制度について (特例制度の概要)

平成27年度から施行予定の新たな「認定こども園制度」への円滑な移行・促進のため、平成31年度末(予定)まで、保育士資格の取得要件の特例が設けられます。

◆特例制度を利用できる方

①②のいずれにも該当する方です。

① 幼稚園教諭免許状をお持ちの方

② 以下の施設で幼稚園教諭として、

「3年かつ4320時間以上の勤務経験※」がある方

(※例えば、1日6時間・週5日勤務以上の場合は、「3年」で満たすことができます。)

特例制度の実務対象施設

(1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部含む)

(2) 認定こども園

(3) 保育所

(4) 小規模保育事業

(法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型及び小規模保育事業Bに限る。))を実施する施設)

(5) 事業所内保育事業

(法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業(利用定員が6人以上の施設)を実施する施設)

(6) 公立の認可外保育所

(7) 離島その他の地域において特例保育(子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育)を実施する施設

(8) 幼稚園併設型認可外保育施設

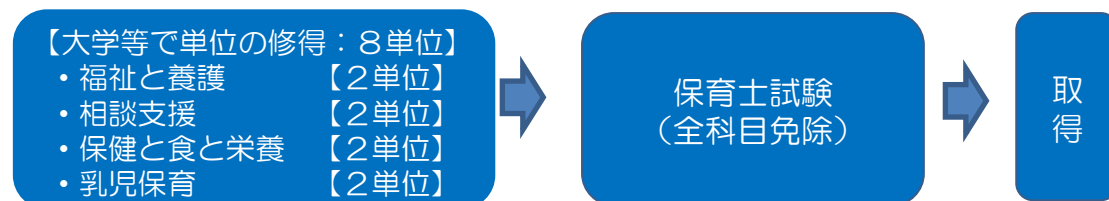
(9) 認可外指導監督基準を満たす認可外保育施設等
ただし、以下の認可外保育施設は対象外です。

- ・利用児童の半数以上が一時預かりによる施設
- ・利用児童の半数が22時から翌日7時まで全部又は一部利用の施設
- ・利用定員が5人以下の施設

◆大学等における単位修得や手続き

<幼稚園教諭が「保育士資格」を取得する場合>

大学等(指定保育士養成施設)で以下の単位(合計8単位)を修得し、
保育士試験(試験は全科目免除)を経て、保育士資格が取得できます。
(通常、幼稚園教諭免許状を有する者は、34単位の修得が必要。)

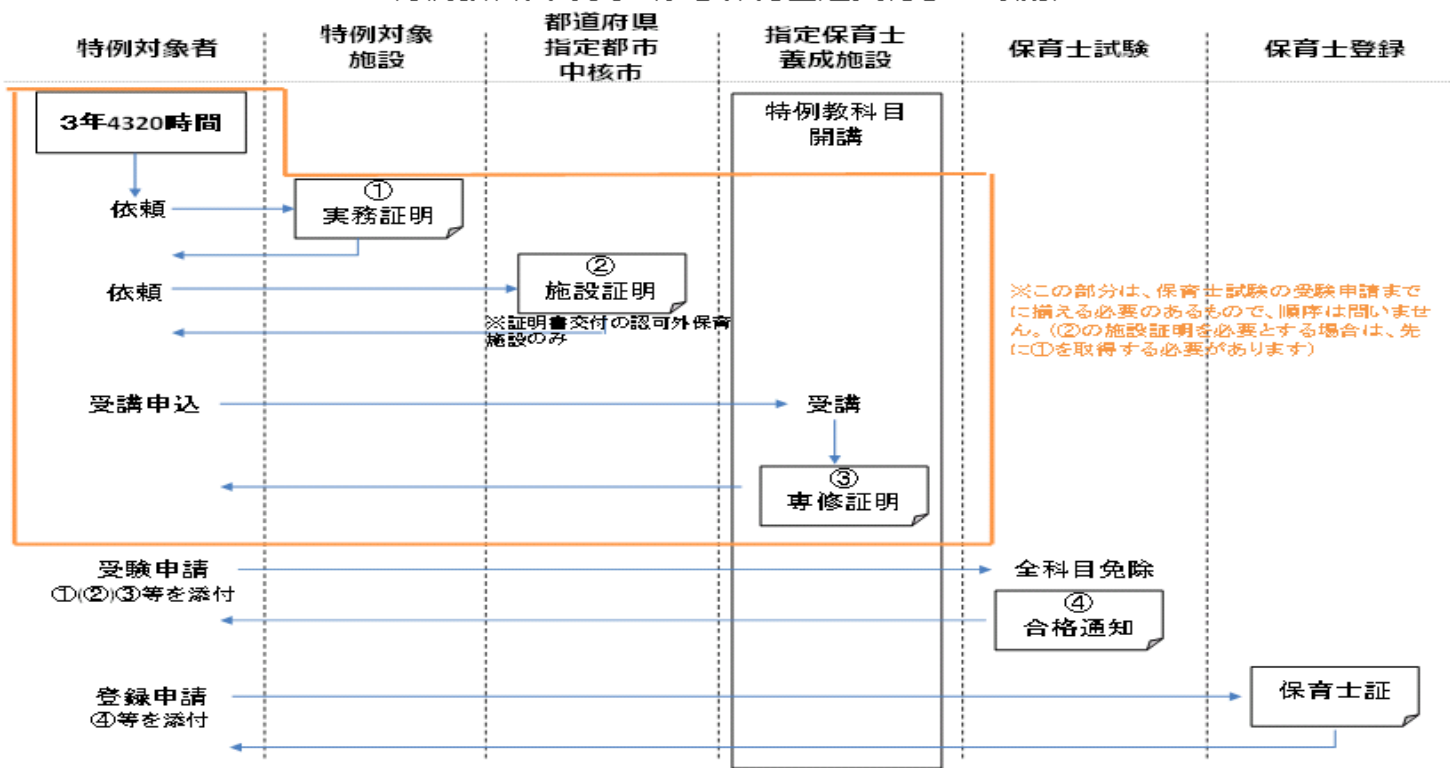


<問い合わせ先>

宮城県保健福祉部 子育て支援課 保育支援班 電話022-211-2529

幼稚園教諭免許状を有する者における保育士資格取得特例制度について (保育士証交付までの流れ)

特例教科目の受講から保育士証交付までの流れ



①実務証明書

特例の対象として認められる勤務期間「3年以上かつ4,320時間以上」の実務証明書が必要です。勤務した施設へ直接請求してください。(※4,320時間は実労働時間です。)

②特例対象施設証明書

実務経験の対象施設が「認可外保育施設」の方のみ必要な証明書です。
県内（仙台市を除く）の対象となる認可外保育施設の証明書は子育て支援課へ郵送により請求してください。
仙台市内に所在している認可外保育施設の証明書は仙台市が請求先となります。

③専修証明

特例教科目を受講した指定保育士養成施設へ請求してください。

④保育士試験

特例制度では実務経験を通して一定の経験を積んでいることを考慮し8単位の履修により、保育士試験を全科目免除となります。
全科目免除であっても、保育士試験の受験手続きが必要です。必ず受験の手続きを行ってください。
試験については、「保育士試験センター」へお問合せください。
電話 0120-1494-82（祝日を除く月～金曜日10時k～18時）
ホームページ <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

⑤保育士登録

保育士試験合格通知書が届いた後、ご自身で保育登録の手続きを行ってください。
登録については「登録事務処理センター」へお問合せください。
電話 03-5485-3150（祝日を除く月～金曜日9時～12時、13時～18時）
ホームページ <http://www.hoikushi.jp/>